

計 画 期 間

令和3年度～令和12年度

別海町酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和4年3月

北海道 別海町

目 次

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	・ ・ 1
II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標	・ ・ 8
1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	
2 肉用牛の飼養頭数の目標	
III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	・ ・ 9
1 酪農経営方式	
2 肉用牛経営方式	
IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	・ ・ 12
1 乳牛（乳肉複合経営を含む）	
2 肉用牛	
V 国産飼料基盤の強化に関する事項	・ ・ 14
VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	・ ・ 15
1 集送乳の合理化	
2 肉用牛流通の合理化	
VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な措置	・ ・ 16

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 別海町における酪農及び肉用牛生産をめぐる情勢の変化と基本的な方向

別海町は、広大な大地と豊かな海、さらには摩周湖から流れを発する西別川など、大小の河川が縦横につながる豊かな自然環境や、優れた景観を有しています。こうした恵まれた資源を基本に、昭和30年代の根釧パイロットファーム、昭和48年から57年に行われた新酪農村の建設などにより大規模な酪農専業経営を展開し、現在まで日本有数の生乳生産地として発展してきており、我が国の食料の安定供給に大きな役割を担っています。

町では、第7次別海町酪農・肉用牛生産近代化計画（H28年5月策定）において「高収益で魅力ある酪農・畜産の実現」と「日本の食と地域を支える酪農・畜産の持続的な発展」を目標に掲げ、生産者や関係機関・団体が一体となり、生産基盤の強化及び収益力の向上に取り組んできました。

その結果、令和元年度の生乳生産量は、現行計画で目標としていた49万トンを上回るとともに、肉用牛の飼養頭数も6千頭と増加傾向で推移しており、いずれも目標年度を待たずして達成しました。また、これらを支える重要な基盤である飼料作付面積も6万3千haが確保されており、本町の酪農・肉用牛の更なる生産拡大が見込まれております。

一方で、生産現場においては、経営者の高齢化や後継者不在等による農家戸数の減少、家族経営や規模拡大を支える営農支援組織の労働力不足、進展する国際化への対応や海外悪性伝染病に対する防疫体制の強化などが喫緊の課題となっているほか、地震や台風をはじめとした自然災害、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の長期化など、不測の事態が生じた場合においても、酪農・畜産経営の継続が可能となるよう、生産者個々の経営体質の強化が求められています。

別海町の酪農・畜産業は、地域の基幹産業として重要な役割を担っており、このような時代の潮流を見極めながら、前計画において目標として掲げ、取り組んできた「生産基盤の強化」と「収益力の向上」を基本としつつ、町の酪農・肉用牛経営が外的要因にも影響されにくい「経営体質の強化」を図るとともに、関係業界が連携し「生産体制の強化」を進めることで、足腰が強く、将来にわたり地域経済・社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指し、「第8次別海町酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定します。

2 経営体質の強化に向けた対応方向

(1) 酪農経営

①生産基盤の強化

ア 家族経営体の経営力の強化と協業法人の推進

町における畜産経営体の大宗を占め、地域経済・社会の活性化にも大きな役割を果たす家族経営の維持・発展に向けて、労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や地域の実情に即した地域営農支援システムの整備をはじめ、既存の経営資源の円滑な継承・活用などへの支援を推進します。

また、地域経済の維持・発展に重要な生乳生産量の維持・拡大に向けて、規模拡大による生産性の向上や雇用の創出が期待される協業法人の設立を支援します。

イ 畜産クラスター事業等の効果的な活用

地域の酪農生産基盤の強化と収益性の向上を図るためには、地域の現状や課題の分析を行う必要があり、生産者をはじめ町や生産者団体等の関係者が連携し、畜産クラスター事業等を活用した取組を推進します。

ウ 施設整備のコスト低減

畜舎を建築基準法の適用から除外する特別法の国における検討状況などを踏まえ、地域の実情に即し低コストな施設整備等を推進します。

②収益力の向上

ア ベストパフォーマンスの実現

牛群検定の参加を促進するとともに、従来の検定情報に加え、webシステムを通じてケトン体やデノボ脂肪酸などの新たなデータの活用を推進します。

また、飼養管理技術を向上させることで、乳牛の供用期間の延長や受胎率の向上、分娩間隔の短縮、子牛事故率の低下、周産期疾病の抑制など、乳牛の能力を最大限発揮（ベストパフォーマンスの実現）させることにより、生涯生産性の向上を推進します。

乳牛のベストパフォーマンスを実現するためには、家畜を快適な環境で飼養し、衛生面や生産工程にも配慮することが重要なことから、アニマルウェルフェアの考え方※をはじめ、GAPや農場HACCPの手法を取り入れた飼養管理技術の普及を推進します。

※ 「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（令和2年3月16日付元生畜第1897号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛の飼養管理指針」（令和元年6月改訂公益社団法人畜産技術協会）に基づく飼養管理。

イ スマート農業技術の活用

作業の省力化を図り労働生産性を高めるため、搾乳ロボットやえさ寄せロボットをはじめとするICTやIoT技術を活用した機械・設備の導入とともに、これらを効果的に使いこなすための推進体制の充実を図り、ハードとソフトの両面からスマート農業技術の効果的な活用を推進します。

ウ 経営管理能力の向上

生産者における生産・経営データの数値的情報の管理や分析、第三者的視点を取り入れるための経営コンサルティングの活用、GAPや農場HACCP手法の活用など、経営管理能力の向上を促進します。

エ 放牧酪農の推進

放牧酪農は、地理的条件はもとより、自然条件に応じた高度な技術の習得が必要である一方、本町の強みである自給飼料基盤をフル活用できる取組であり、飼料生産や給与、家畜排せつ物処理等において省力的で低コストな飼養管理が可能であることから、研修会の実施や営農指導の強化により、今後より一層の放牧技術の普及を推進します。

オ 性判別精液や和牛精液等の効果的な活用

酪農経営における収入確保のため、高能力牛に対する性判別精液や受精卵移植の活用により優良な乳用後継牛を計画的に確保した上で、市場動向を踏まえ、適正に生産・流通された和牛受精卵や和牛精液の活用を推進します。

カ 乳牛改良の推進

生産者団体と連携しつつ、乳量や乳成分、泌乳持続性ととともに、体型等の改良により長命連産性を高めることで、生涯生産性の向上を推進します。

また、乳牛の能力の把握や飼養管理・繁殖管理の改善、安定的な後代検定の実施に向けて、牛群検定の加入を促進するとともに、効率的に牛群改良を行うため、ゲノミック評価の生産現場での普及に向けた取組を推進します。

(2) 肉用牛経営

①生産基盤の強化

ア 肉用牛経営と酪農経営の連携

地域の繁殖経営等で飼養されている優良な繁殖雌牛を活用し、家畜人工受精所において適正に生産・流通された和牛受精卵を増産するとともに、繁殖基盤の強化のため酪農経営との連携した取組を推進します。

イ 和牛の生産力の強化

繁殖雌牛群の更なる強化により質の高い子牛を生産するとともに、飼養管理技術の向上や牛群改良を推進します。

②収益力の向上

ア 多様な肉用牛経営の育成

収入の多角化を目指し、素牛価格の高騰による肥育素牛導入コストを削減するため、酪農部門との複合化による肥育素牛の確保など、多様な肉用牛生産を推進します。

イ 飼養管理技術の向上

指導体制の充実のほか、素畜の選定や飼料給与プログラム等による飼養管理技術の向上により、繁殖雌牛の初産分娩月齢の早期化や分娩間隔の短縮、繁殖雌牛の供用期間の延長、肥育期間の短縮などを図ることで、効率的な肉用牛の生産を推進します。

（３）地域連携の強化

①労働負担の軽減

ア 営農支援組織の活用

生産者における労働負担や減価償却資産の負担の軽減、規模拡大の実現に向け、営農支援組織の設立を支援します。

また、飼料生産・調製や飼養管理、家畜排せつ物の処理等の作業の一部をコントラクターやTMRセンター、酪農ヘルパーなどの営農支援組織を活用した省力化を推進します。

イ 営農支援組織の機能強化

営農支援組織において少人数でより多くの作業を進めるため、自動操舵機能付きトラクターやドローンによる草地管理、哺育育成のための哺乳ロボットの活用など、スマート農業を推進するほか、人材確保のための雇用条件等の改善や人材の有効活用に向けた地域内の検討を促進します。

②多様な人材の育成・確保

ア 次世代につながる人材の確保・育成

経営者には、従業員の労務管理や経営資源を有効活用できる高度な経営管理能力が求められているほか、規模拡大を伴う場合には地域に果たす役割が大きくなってきます。このため、経営者が生産技術や財務管理はもとより、食品安全や家畜衛生に加え、労働の安全等を確保するためのGAPなどの取組を通じて、優れた経営管理能力に加え、地域社会との良好な関係性を保つ重要性の認識を高めることを目指した人材育成を推進します。

また、畜産現場における女性の活躍がより一層進むよう、酪農・肉用牛生産において、女性の能力をより発揮するための環境整備等を推進します。

イ 経営資源の継承

新規参入者が円滑に就農できるように、初期投資を抑え参入のハードルを下げるため、農場リース事業等を活用した取組を推進していくほか、離農などにより地域から重要な生産基盤である経営資源が失われることがないように、後継者や第三者などへの円滑な事業継承が行われるよう取組を推進します。

（４）酪農経営及び肉用牛経営の持続的発展

①飼料基盤の有効活用

ア 自給粗飼料の生産・利用拡大

別海町の特徴である広大な土地を生かした、牧草やサイレージ用とうもろこしを作付けする自給飼料生産基盤に立脚した畜産経営を確立するため、飼料作付面積を維持しながら、栄養価の高いサイレージ用とうもろこしの作付面積を拡大するとともに、コントラクターやTMRセンター、公共牧場などの営農支援組織の活用により、飼料生産基盤をフル活用した良質で低コストな飼料生産・利用の拡大を推進します。

また、家畜が必要とする良質な飼料を生産するため、試験研究機関と連携を図り、長期的な視点にたって安定多収で高品質な牧草・飼料作物の品種の開発等を促進します。

イ 草地の植生改善

粗飼料の作付面積の大部分を占める草地については、裸地や雑草が多いほ場の植生改善に取り組むことが必要であり、土壌が異なる各地区の実情、更には、それぞれの草地の状況を勘案することが重要です。

このため、起伏修正や暗渠排水等の基盤の整備を行う「草地整備」や、天候不良の影響を緩和したり、雑草を駆除・抑制するために新たな草種・品種を導入する「草地改良」、植生の状況に応じて牧草の生産量や栄養価を維持増進させるために農家が主体となって行う「草地更新」、労働力の軽減を可能とするスマート農業技術を活用した「草地管理」を促進するとともに、植生の改善に向けた技術支援を推進します。

ウ 自給濃厚飼料等の生産・利用拡大

海外から輸入する配合飼料価格の高騰など様々な情勢変化の影響を緩和するため、各地域で取り組まれているイアコーンサイレージや子実用とうもろこし等の自給濃厚飼料の生産・利用を推進します。

エ 放牧地の条件整備

放牧に適した適正な品種の作付けを推進するとともに、牧柵等の設置など放牧利用ができるよう環境整備を推進します。

②畜産環境対策の充実・強化

ア 家畜排せつ物処理施設の整備

家畜排せつ物は、畜産農家が自らの責任で適正に処理することが基本であり、1戸当たりの家畜飼養頭数が増加する中、地域の環境に配慮するとともに、自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産を推進します。

家畜排せつ物の処理高度化施設については、地域の実情や将来計画等を十分勘案の上、飼養規模等に応じた施設を畜産クラスター事業等の活用による整備を支援するとともに、現在、簡易な施設等で対応している畜産農家については、恒久的な処理施設の整備を促進します。

また、老朽化した施設もみられることから、施設を補修・補強する事業も活用しながら、長寿命化を促進します。

イ 家畜排せつ物の利活用

家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、畜産農家と耕種農家との連携をはじめ、良質な堆肥・液肥の生産や適切な施肥管理による農地への還元を推進します。

また、家畜排せつ物のエネルギー等への利活用は、地域における有機質資源の有効活用や売電による収入の確保、自家農場での電力利用、あるいは臭気対策の強化等の観点から、整備費用の低減を含め地域の実情に即して利用を一層推進します。

なお、バイオガスプラントによる発電については、電力系統への接続が制限されている状況にあることから、その緩和のため送電線が混雑している時には発電所の出力を制御することを前提として、既存の送電線への新規接続を認める「ノンファーム型接続」など、国の動きや電力の地産地消に係る民間での新たな技術開発の動向などの把握に努め、地域への情報提供を行います。

③家畜衛生対策の充実・強化

ア 家畜衛生対策の推進

家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等により防疫体制を強化するとともに、伝染病に応じた的確かつ効率的な対策を推進するため、家畜の飼養者はもとより、地域関係者が一体となって行う家畜衛生対策の取組を支援します。

イ 海外悪性伝染病への対応

海外悪性伝染病の侵入防止に向け、国が実施する水際防疫を強力に支援するとともに、来町者や生産農場に対して、海外悪性伝染病に関する注意喚起や指導をより一層強化するとともに、道内公共交通機関や観光協会、留学生や外国人技能実習生などの受入窓口や農場における侵入防止対策の徹底を図ります。

また、万が一の発生に備え、道・関係団体等との協力のもと、実践的な防疫演習を実施するなど、発生に備えた防疫対策の強化を推進します。

ウ 産業動物獣医師等の育成・確保

発生予防に重点を置いた家畜疾病対策の推進、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化、生産者が求める飼養衛生管理技術の向上のための指導等の課題に対処するため、大学や関係団体等と綿密に連携し、獣医学生や離職者に対する産業動物分野への就業誘導、復職への支援等を通じて、産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

3 生産体制の強化に向けた対応方向

(1) 生乳の安定的な生産

作業の分業化のため、地域営農支援システムの充実や省力機械の導入などにより、1戸当たり家畜飼養頭数の増加や飼養管理の向上を図ることで、計画的かつ高品質な生乳の安定的な生産を推進します。

また、刻々と変化する需要に応じて、生産された生乳の配乳調整が適切に行われるよう、指定事業者をはじめとした関係者と緊密な連絡調整を行うとともに、消費者ニーズに即した牛乳乳製品を質・量ともに安定的に供給することができるよう、各乳業者における製造設備の整備や需要創出の取組等を促進します。

(2) 災害等に強い酪農・畜産の確立

町の酪農・畜産業は、これまで地震や台風等様々な自然災害による被害を経験し、その度にこれらの被害を最小限に抑えるための生産現場における取組を実施してきました。今般の新型コロナウイルス感染症においては、全国規模で需要が大きく減少するなど未曾有の事態が生じたことなどから、引き続き、生産現場と実需者が一体となった需要の確保のための取組が重要と認識されたところです。

災害等に強い酪農・畜産を確立するため、生産現場における営農活動の継続に向けた対策を促進するとともに、需要が確保されるよう関係者における緊密な連携構築を促進します。

4 需要の創出に向けた対応方向

(1) 食の安全と消費者の信頼確保

①生産資材の適切な利用

食の安全を確保していくため「後始末より未然防止」の考えを基本としつつ、畜産物や飼料及び飼料添加物の製造・加工段階でのHACCPに基づく衛生管理計画等の着実な取組を推進します。

安全・安心で高品質な牛乳乳製品に対する需要や、生乳の広域流通で求められる品質等に的確に対応していくため、関係機関・団体と連携し、引き続き総合的な観点からの乳質改善に取り組むとともに、GAPやHACCPの考えに基づき、生産者段階でのポジティブリスト制度に対応した農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底、生産履歴の記帳・保管、乳房炎対策としても重要な搾乳機器の適正使用の取組を推進します。

さらに、適切な飼養衛生管理による感染症の予防、病性の把握及び診断を通じて、抗菌剤が適切に選択され、慎重に使用されるよう、薬剤耐性対策アクションプラン（平成28年4月関係閣僚会議決定）に基づき、関係機関・団体と連携して普及・指導を実施します。

②衛生管理の充実・強化

消費者の安全に対する信頼確保に当たっては、牛乳乳製品をはじめとした畜産加工品の製造・流通過程に起因する食品事故を未然に防止することが必要なため、各種法令の遵守はもとより、乳業者や食肉流通事業者が主体となる衛生管理の高度化や事故発生時の的確な対処などの危機管理体制の構築を促進します。

③消費者への理解醸成

町の酪農・肉用牛生産の発展に向け、次世代を担う若年層やその保護者をはじめとした消費者に対し、都市農村交流や生産から販売までの6次産業化等を通じて、生産現場や畜産物の「見える化」等の理解醸成に資する取組を促進します。

また、消費者に近い観光産業や小売業、飲食業等と連携し情報発信に取り組むとともに、需要の安定や拡大に向けた取組を実施します。

このほか、児童や生徒、学生、保護者に本町の酪農及び肉用牛生産についての理解を深めてもらうため、教育機関等との連携のもと、学校給食の場や、食に関するイベントなど様々な取組を通じ、「食」や「いのち」、「心」に関する教育などを行う食育活動を推進します。

(2) ブランド力の向上

①牛乳乳製品

地域ブランドの基礎となっている高品質な生乳の生産を引き続き維持・向上させることはもとより、放牧や有機飼料の利用など、特色ある生乳の生産や、酪農家自らが行う牛乳乳製品の開発・製造販売など、ブランド化や差別化の取組を推進します。

また、多様な消費者ニーズに対応した牛乳乳製品の製造開発に加え、インバウンドやアウトバウンドの需要を取り込むためのPR活動、各種登録・認証制度（機能性表示制度、有機認証制度、地理的表示（GI）保護制度、地域団体商標制度、道産食品独自認証制度など）の活用等により、更なる差別化と品質の向上を推進します。

Ⅱ 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成 30 年度）					目標（令和 12 年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
別海町	別海町全域	107,132	67,337	60,419	8,131	491,281	115,238	72,249	64,462	8,532	550,000

- （注） 1．成牛とは、24か月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
- 2．生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
- 3．「目標」欄には、令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成 30 年度）									目標（令和 12 年度）								
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉用牛総頭数
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
別海町	別海町全域	6,009	996	726	1,042	2,764	1,623	1,622	3,245	7,132	1,431	1,209	1,207	3,847	1,643	1,642	3,285		

- （注） 1．繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
- 2．肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
- 3．乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名	経営概要					生産性指標																備考	
	経営形態	飼養形態					牛		飼料							人							
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
																生乳1kg当たり費用合計	経産牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得		主たる従事者1人当たり所得
I つなぎ飼い (集約放牧) 60頭	家族	頭 60	つなぎ	ヘルパー	分離給与	集約放牧	7,600	3.5	チモシ一主体	60	個別完結	ビートハルブ乾草	67	70	10	円 63	hr 104	hr 4,144 (1,800)	万円 5,751	万円 3,706	万円 2,542	万円 1,155	
II つなぎ飼い 80頭	家族	80	つなぎ	ヘルパー 公共牧場	分離給与	舎飼	8,000	3.5	チモシ一主体	69	コントラクター TMRセンサー	ビートハルブ乾草	50	52	10	61	46	3,658 (1,800)	8,600	5,926	2,717	976	
III フリーストール 120頭	法人	120	フリーストール ミルクパーラー	ヘルパー 育成預託	TMR	舎飼	9,200	3.5	チモシ一主体 トウモロコシ	151	コントラクター TMRセンサー	ビートハルブ乾草	50	54	10	62	40	4,801 (2,000)	13,278	7,857	8,684	2,768	
IV フリーストール 150頭 (搾乳ロボット)	法人	150	フリーストール 搾乳ロボット	育成預託	TMR	舎飼	9,165	3.5	チモシ一主体 トウモロコシ	136	コントラクター TMRセンサー	ビートハルブ乾草	48	54	10	64	18	2,652 (1,800)	17,588	12,178	6,953	3,005	
V フリーストール 500頭 (法人経営)	法人	500	フリーストール ミルクパーラー 搾乳ロボット	公共牧場	TMR	舎飼	8,692	3.5	チモシ一主体 トウモロコシ	464	個別完結	ビートハルブ乾草	55	54	10	70	44	22,043 (1,800)	54,441	34,497	27,442	2,080	
VI フリーストール 550頭 (法人経営)	法人	550	フリーストール 搾乳ロボット 哺乳ロボット	公共牧場	TMR	舎飼	8,692	3.5	チモシ一主体 トウモロコシ	511	個別完結	ビートハルブ乾草	54	53	10	62	18	9,753 (2,000)	59,894	37,690	30,679	4,156	

(注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名	経営概要						生産性指標																備考		
	経営形態	飼養形態					牛				飼料						人								
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
																		子牛1頭当たり費用合計 (現状平均規模との比較)	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費		農業所得	主たる従事者1人当たり所得
I 肉専用種繁殖経営(専業)	家族	頭 繁殖40	牛房群飼	-	分離給与	(ha) 12.0	ヶ月 12.5	ヶ月 24.0	去勢8.0 雌8.0	去勢253 雌235	kg 混播主体	kg 29.0	ha コントラクター	-	83	% 82	割 経営内10割	円(%) 409,584	hr 80	hr 2,722 (1,500)	万円 2,350	万円 1,040	万円 1,310	万円 720	

(2) 肉専用種肥育経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要			生産性指標																		備考		
	経営形態	飼養形態			牛					飼料							人							
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
																	肥育牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費		農業所得	主たる従事者1人当たり所得
		頭			ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
Ⅱ 肉専用種一貫経営(専業)	家族	繁殖70 肥育80	牛房群飼	分離給与	去勢8.0 雌8.0	去勢26.0 雌27.0	去勢18.0 雌19.0	去勢770 雌660	去勢0.932 雌0.769	混播主体	57.0	コントラクター	-	45	45	3.7	806,967	25.0	4,751 (1,800)	6,400	4,140	2,260	1,200	
Ⅲ 肉専用種肥育経営(専業)	家族	肥育500	牛房群飼	分離給与	去勢8.0 雌8.0	去勢26.0 雌27.0	去勢18.0 雌19.0	去勢770 雌660	去勢0.932 雌0.769	混播主体	48.0	コントラクター	-	26	26	3.3	1,107,228	18.0	4,402 (1,800)	40,310	38,570	1,740	920	

(3) 乳用種哺育・育成経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標																	備考		
	経営形態	飼養形態					牛				飼料							人							
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化 (種類)	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
																		肥育牛1頭当たり費用合計 (現状平均規模との比較)	牛1頭当たりの飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費		農業所得	主たる従事者1人当たり所得
IV 乳用種 哺育・育成経営 (専業)	家族	頭 育成 600	牛房 群飼	-	分離 給与	(ha) -	ヶ月 -	ヶ月 -	ヶ月 乳雄 6.0 交雑 7.0	kg 乳雄 270 交雑 250	kg 混播 主体	ha 46.0	コントラ クター	-	21	21	10	円(%) 254,378	hr 11.0	hr 6,687 (1,800)	万円 33,820	万円 30,820	万円 3,000	万円 1,500	

(4) 乳用種肥育経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要			生産性指標																			備考		
	経営形態	飼養形態			牛					飼料							人								
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト		労働		経営				
																	肥育牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得		主たる従事者1人当たり所得	
V 乳用種一貫経営(専業)	家族	頭 育成300 肥育700	牛房群飼	分離給与	ヶ月 乳雄6.0 交雑7.0	ヶ月 乳雄19.0 交雑24.0	ヶ月 乳雄13.0 交雑17.0	kg 乳雄760 交雑830	kg 乳雄1.262 交雑1.083	kg 混播主体	ha 100.0	コントラクター	-	% 14	% 14	割 10	円(%) 504,516	hr 9.0	hr 8,697 (1,800)	万円 32,280	万円 31,110	万円 1,170	万円 590		

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

Ⅳ 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地地域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
					③総数	④うち成牛頭数	
別海町	現在	戸 719	戸 671 (19)	% 93	頭 107,132	頭 67,337	頭 160
	目標		624 (18)		115,238	72,249	184

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

営農支援組織の強化や畜産クラスター事業等を活用した規模拡大、組織経営体の育成、ICTやIoT技術を活用した省力化に対する支援を実施します。

また、牛群検定情報等の活用による適切な飼養・繁殖管理、性判別精液の活用等による必要な乳牛頭数の確保を図ります。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②／①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種 繁殖経営	別海町	現在	戸 23	戸 23	% 100	頭 3,682	頭 2,764	頭 996	頭 726	頭 1,042	頭 918	頭 459	頭 459
		目標		23		4,786	3,847	1,431	1,209	1,207	939	470	469
乳用種等 育成経営	別海町	現在	0	0	0	0					0	0	0
		目標		0 ()		0		()	()		0	0	0
乳用種等 一貫経営	別海町	現在	3	3	100	2,327					2,327	1,164	1,163
		目標		3 ()		2,346		()	()		2,346	1,173	1,173

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

遺伝的能力を十分に発揮するための飼養管理技術の向上、地域の飼料資源等の活用や品種特性を活かした肉用牛生産の推進、肥育技術の普及等による道内肥育仕向け率の向上などに重点をおいた取組を推進します。

ア 肉専用種繁殖経営

所得の確保・増大に向け、耕種・酪農との複合経営の育成と生産効率の改善を図り、肉専用種の生産を推進します。

イ 乳用種・交雑種の育成経営、肥育経営、一貫経営

酪農家による初生牛の適正管理と導入後の疾病対策等により事故率の低減を図るとともに、哺乳ロボット等の導入による省力化を推進します。

また、ほ場副産物や粗飼料の有効活用等による低コスト生産を促進し、安定した経営の確立と規模拡大を推進します。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在（平成 30 年度）	目標（令和 12 年度）
飼料自給率	乳用牛	52%	61%
	肉用牛	33%	38%
飼料作物の作付延べ面積		63,400 ha	63,400 ha

2 具体的措置

（１）粗飼料基盤強化のための取組

植生や土壌が異なる各地区や各牧草地の実情を勘案し、様々な事業を活用し草地整備や草地改良、草地更新を実施するとともに、新たに開発された優良品種の活用により、植生改善への取組を推進し、牧草の単収増加を推進します。

また、サイレージ用とうもろこしは、今まで作付できなかった地域への新品種の導入や、草地に一時的にサイレージ用とうもろこし等を作付することによる雑草駆除の取組を推進します。

Ⅵ 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

生乳流通コストの低減と安定的かつ計画的に集送乳を行うため、生乳生産量や処理量に対応した効率的な集送乳経路及びミルクローリーの運行など、集送乳体制の整備を図ります。

2 肉用牛流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区分	現在（平成 30 年度）						目標（令和 12 年度）					
	出荷頭数 ①	出荷先			町外	②/①	出荷頭数 ①	出荷先			町外	②/①
		町内						町内				
		食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		
肉専用種	頭 180	頭	頭 180	頭	頭	% －	頭 183	頭	頭 183	頭	頭	% －
乳用種	3, 758		3, 758			－	4, 349		4, 349			－
交雑種	899		899			－	964		964			－

(注) 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化

生産情報公表 J A S など、消費者の安全・安心志向に対応した牛肉生産に取り組む町外の肉用牛経営農家や、流通業者等の販売戦略と連携したトレーサビリティに対応できる肥育素牛育成経営・肥育経営等の育成、酪農家における良質で付加価値の高いヌレ子供給の推進を図ります。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 家族経営体の維持・発展のための取組

酪農及び肉用牛生産は、1経営体における生産額が取り分け大きく、地域経済・社会の活性化への貢献度合いも大きいことから、生産量をより一層維持・発展させるための取組を推進します。

2 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた業務継続に向けた取組

酪農・畜産業及びこれらの関連産業は、食料の安定供給に重要な役割を担っていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症等に対する予防対策の徹底はもとより、万が一、感染者が発生した場合においても優先的に実施する業務の継続が可能となるよう、生産者や生産者団体、流通事業者、飼料製造業者等の連携による体制の構築を推進します。

3 需要創出に向けた取組

今般の新型コロナウイルス感染症の影響等は、生産基盤の維持・発展を図るためにも、需要あつての生産活動であることが再認識されたことから、安定的な需要が確保されるよう関係者における緊密な連携構築を促進します。

4 計画達成に向けた関係機関・団体の役割

本計画に盛り込まれた取組は、町はもとより、北海道、生産者団体、生産者その他の関係者が緊密に連携・協力しつつ、計画的に推進することが重要です。

また、その過程で明らかとなった、取組の効果や新たな課題等を踏まえ、必要に応じて取組の見直しや改善を行います。